

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## 1か月変形を採用しているときの時間外労働の計算は？

### 1.なぜ導入されるのか

週休 2 日制の普及、年間休日日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことによって労働時間の短縮が目標ということで、1か月単位の変形労働時間が導入されました。

### 2. 1か月変形の一の問題点はここにあります。

- ① 変形期間の1か月間の各日及び各週の労働時間及び所定休日を事前に決めること  
 この事前に決めることに対して、昭和 63 年(1988 年)3.14 基発第 150 号によりますと、  
 変形期間開始前までに具体的に特定することとありますが、1週間前、2 日前等の表現は考えて  
 いないことでした。
- ② 1か月変形をした時の時間外労働の計算の仕方です

### 3. 具体例で、1か月変形をした時の時間外労働の計算の仕方を取り上げます。

第 1 週の所定労働時間は 40h

第 2 週の所定労働時間は 38h

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
指定労働時間	8h	8h	8h	8h	8h			6h	6h	7h	7h	8h	4h
+α												1h	2h
+α													1h

第 3 週の所定労働時間は 42h

第 4 週の所定労働時間は 36h

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
指定労働時間	6h	8h	8h	10h	10h			6h	6h	8h	8h	4h	4h
+α					1h							2h	2h
+α													

29	30	31	
日	月	火	
指定労働 時間	8h	8h	
+ $\alpha$			

第 5 週の所定労働時間は 16h

時給 1,000 円とします。 1 カ月の所定労働時間は、 $40+38+42+36+16=172$  時間  
この 1 カ月の変形労働時間を理解するにあたって、1 カ月の法定労働時間を挙げます。

$$7 \text{ 日間:} 40 \text{ 時間} = 31 \text{ 日:} \alpha \quad \alpha = \frac{40 \times 31}{7} = 177.1 \text{ 時間}$$

- ① 13 日(金)について、指定労働時間が 8 時間で 1 時間の労働をした。この 1 時間は時間外労働にカウントされます。
- ② 14 日(土)について、最初の 2 時間は、一日の法定労働時間内なので、 $2 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} \times 1$   
② 次の 1 時間は、1 日に関してはクリアしていますが、週 40 時間を見ると 41 時間になり、 $1 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} \times 1.25$  となります
- ③ 20 日(金)について、指定労働時間が 10 時間です。その上に 1 時間分の時間外労働することになります。
- ④ 27 日(金)について、指定労働時間が 4 時間でさらに 2 時間労働をします。8 時間以内ですので、割増賃金なしの所定労働時間になります。
- ⑤ 28 日(土)の 2 時間は、各日とも 2 時間を足しても 8 時間未満なので、割増賃金なしの所定労働時間になります。
- ⑥ 最後に、変形労働時間内の時間外を見ます。 $172 + (14 \text{ 日の } 2 \text{ 時間} + 27 \text{ 日の } 2 \text{ 時間} + 28 \text{ 日の } 2 \text{ 時間}) = 172 + 6 = 178$  時間になります。つまり、 $178 - 177.1 = 0.9$  時間が変形労働時間中の時間外労働になります。この場合は、時間単価に  $0.25 \times 0.9$  になります

最後に、割増賃金の計算方法をここに示します。

ア. 基本賃金  $1,000 \times 172 \text{ 時間} = 17 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}$

イ. 法定内労働(14 日の 2 時間と 27 日の 2 時間と 28 日の 2 時間 = 6 時間)

$$1,000 \text{ 円} \times 1 \times 6 \text{ 時間} = 6,000 \text{ 円}$$

ウ. 時間外労働(13 日の 1 時間 + 14 日の 1 時間 + 20 日の 1 時間 = 3 時間)

$$1,000 \text{ 円} \times 1.25 \times 3 \text{ 時間} = 3,750 \text{ 円}$$

エ. 時間外労働(変形労働時間内の時間外:  $172 + (2+2+2) - 177.1 = 0.9$  時間)

$$1,000 \text{ 円} \times 0.25 \times 0.9 \text{ 時間} = 225 \text{ 円} \quad \therefore 172,000 \text{ 円} + 6,000 \text{ 円} + 3,750 \text{ 円} + 225 \text{ 円} = 181,975 \text{ 円}$$

4. ここで、運用面で、実際に、1 か月変形を導入している企業の中には、日単位だけで時間外を計算しているところもあります。これは、労働者有利になりますので、導入には、何ら問題はないと思います。